

萩市屋外広告物等に関する条例により市長が特に必要があると認める屋外広告物又は掲出物件の指定

平成20年8月15日
告示第60号

萩市屋外広告物等に関する条例（平成20年萩市条例第5号）第8条第5項の規定により、適用除外とする市長が特に必要があると認める屋外広告物又は掲出物件を次のとおり指定する。

電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する突出広告、巻付け広告及び直塗り広告